

災害時及び緊急時の安全対策

神奈川県立秦野養護学校

地震、**火山災害**、台風、大雪等、荒天時の対応も含めた災害時における児童生徒の安全対策を、保護者のみなさまとの連携を密にしながら、実施していきたいと考えています。

また、児童生徒の所在不明時の緊急対応や不審者から安全を守るための対策についても、保護者のみなさま、関係機関と連携しながら進めています。ご協力お願い申し上げます。また、災害時及び安全対策に関してお気づきの点がございましたら、ぜひ学校に情報をお寄せください。

1. 登下校 及び 欠席連絡等について
2. 大雨・台風・大雪など、荒天時の対応
3. **富士山、箱根山の火山活動に関する情報発表時の対応**
4. 緊急時（児童生徒が行方不明になった場合等）の対応
5. 東海地震関連情報発表時の対応
6. 災害時の連絡手段
7. 不審者に関する対策
8. 児童生徒の下校時の引き取り
9. 「災害時用食料」の備蓄対策

1. 登下校 及び 欠席連絡等について

①登校時刻について

- A 部門の登校時刻は 8 : 30 です。
- B 部門は、9 : 00 に病棟に教員が入ります。
- E 部門の登校時刻は 8 : 40 です。

②秦野駅発のバス発車時刻（通学生）

秦野駅方面からバスを利用して通学する通学生は、原則として次のバスを利用してください。

- A 部門 秦野駅 7 : 45 発 または 8 : 04 発
- E 部門 秦野駅 8 : 15 発

③欠席・遅刻・早退の把握

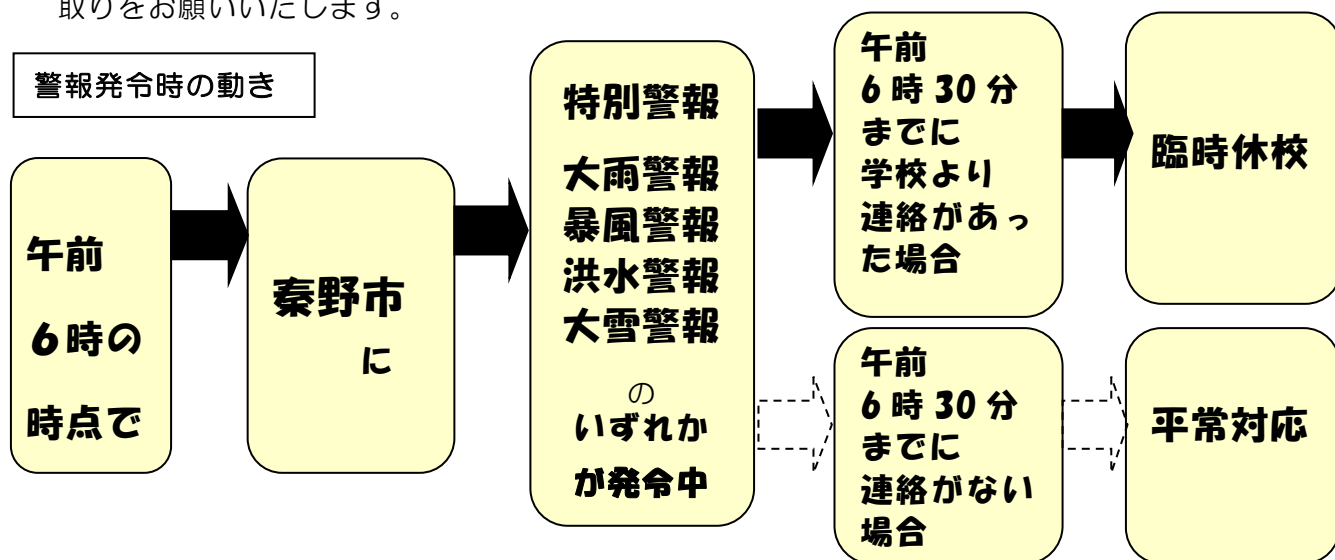
- ・当日の欠席、遅刻の連絡は、保護者の方から 8:30 までに連絡をお願いします。
※秦野養護学校職員室 TEL 0463-81-1429
- ・体調不良等による早退の場合には、学校より連絡をいたします。

2. 大雨・台風・大雪など、荒天時の対応

- ①午前6時の時点で秦野市に「特別警報」「大雨警報」、「暴風警報」、「洪水警報」、「大雪警報」のいずれかが発令されており、校長が児童生徒の安全な登校が困難であると判断した場合は臨時休校となります。その場合には、午前6時30分までに「はだようメール」（または電話）で連絡します。（連絡がない場合は、学校は平常どおり授業を行います。）

②学校から連絡のない場合でも、安全に登校できない（居住地に警報が出ているなど）場合は、無理に登校させることのないようにしてください。その場合は電話連絡を学校にお願いいたします。 ※秦野養護学校職員室 TEL 0463-81-1429

③児童生徒の登校後、危険が予測される事態が発生した時は、校長の判断で緊急下校となる場合があります。「はだようメール」（または電話）で連絡をしますので、保護者による引き取りをお願いいたします。



※「連絡がない場合」とは、台風等が去り、天气が急速に回復しているにもかかわらず警報が残っている場合等を想定しています。「臨時休校」の場合には、必ず学校より連絡をいたします。

3. 富士山、箱根山の火山活動に関する情報発表時の対応

①午前6時の時点で「噴火警報・予報」、「降灰予報」等が発令されており、校長が児童生徒の安全に登校が困難であると判断した場合は臨時休校となります。その場合には、午前6時30分までに「はだようメール」（または電話）で連絡します。（連絡がない場合は、学校は平常どおり授業を行います。）

②学校から連絡のない場合でも、安全に登校できない（居住地に警報が出ているなど）場合は、無理に登校させることのないようにしてください。その場合は電話連絡を学校にお願いいたします。 ※秦野養護学校職員室 TEL 0463-81-1429

③児童生徒の登校後、噴火警報・予報、降灰予報等が発表された時、校長の判断で緊急下校となる場合があります。そして、安全に下校できない状況や交通事情の悪化が予想される場合には「はだようメール」（または電話）で連絡をしますので、保護者による引き取りをお願いいたします。

4. 緊急時（児童生徒が行方不明になった場合等）の対応

①「緊急時用カード①」記入のお願い

緊急時の連絡や、万一の事故あるいは災害時の状況把握、登下校の指導等にご家庭とすみやかに連絡がとれるよう、「緊急時用カード①」のご記入をお願いいたしております。

新年度が始まるにあたり、新入生・転入生につきましては新たな記入を、在校生につきましては確認及び訂正をお願いいたします。

②「緊急時用カード②」について

児童生徒が何らかのトラブルで行方不明になった場合、搜索のための手がかりとして、児童生徒の【顔写真】【全身の写真】を撮影し、学校が「緊急時用カード②」を作成します。カードの内容は、氏名・年齢等の情報と写真です。

このカードをもとに、学校職員が搜索活動を行う他、必要に応じて、鉄道や警察などの関係機関にも「緊急時用カード②」を資料として提供し、連絡を取り合います。（※搜索終了後に回収します。）

③携帯電話会社・鉄道会社におけるサービスの活用

児童生徒が携帯電話を所持しているご家庭においては、各携帯電話会社が行っている「お子様の居場所を把握できるサービス（名称は携帯電話会社により異なります）」をご確認いただき、緊急時に備えての加入をご検討ください。

鉄道においても、児童生徒が定期券で改札を通過した際に、保護者にメールが届くサービスがありますので、利用をご検討ください。

5. 東海地震関連情報発表時の対応

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」により、学校では次のように対応します。

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」		学校での対応
情報名	主な防災対応等	
<p>東海地震 予知情報</p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 赤)</p>	<p>「警戒宣言」に伴って発表</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●警戒宣言が発せられると <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>	<p>◆ 学校は、臨時休校になります。</p> <p>◆ 保護者の方に引き取りに来ていただき、下校します。</p>
<p>東海地震 注意情報</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます  <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>	
<p>東海地震 に関する 調査情報</p> <p>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 青)</p>	<p>臨時</p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p> <p>定例</p> <p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>	<p>◆ 情報収集に努めながら、平常通りの活動を行います。</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

出典：気象庁ホームページ

(http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/tokai/fig/announcement_standard.pdf)

※お子様と日頃から連絡手段や通学路、避難場所の確認をしておいてください

※大規模地震が発生した場合もこれに準じた対応となります。

6. 災害時の連絡手段

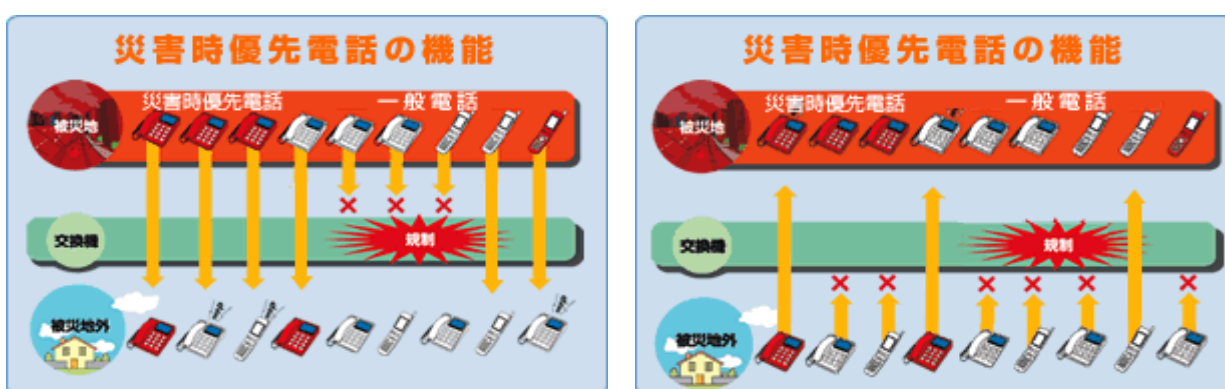
①「はだようメール」配信

災害が起こったときには、「はだようメール」を配信して、児童生徒引き取りの要請や状況伝達を行います。メールの内容をご確認いただき、開封確認をクリックしてください。開封が確認できた場合、電話連絡等はいたしません。

「はだようメール」に未登録の場合は電話連絡を行います。

②災害時優先電話について

本校の電話は、災害時優先電話として登録しています。災害時優先電話は、ご家庭からの着信については一般電話と同じですが、学校からの発信は優先扱いとなります（※災害時優先電話から発信しても、相手が話中の場合は一般の電話と同じく接続はできません。）



③災害用伝言ダイヤル(電話が通じないときに！) (出展:NTT 東日本 HP)

a. 被災者の状況を学校が把握する場合

- (1)被災者は、被災者の自宅電話番号をダイヤルし、家族の安否情報や被災状況をメッセージに録音しておきます。
- (2)学校職員など関係者は、被災者の自宅電話番号をダイヤルし、メッセージを再生し、状況を把握します。

b. 学校の状況を被災者が把握する場合

- (1)学校は、学校の電話番号をダイヤルし、学校の被災状況等をメッセージに録音しておきます。
- (2)保護者など関係者は、学校の電話番号をダイヤルし、メッセージを再生し、状況を把握します。



災害用伝言ダイヤル（171）は、被災地の方の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービスです。

※携帯電話でも伝言板サービスがあります。携帯各社でご確認ください。

7. 不審者に関する対策

本校では不審者から児童生徒の安全を守るために、保護者のみなさまのご協力と関係機関との連携をとおして、次のような体制ならびに取り組みを行っています。

①校舎内の立ち入り

- ア) 校舎に立ち入る際は『保護者』の名札をおつけください。また、外来者には事務室窓口で受付簿に記入の上、札をつけていただくようご協力をお願いいたしております。
- イ) 門や生徒用昇降口等に不審者対策の案内板を設置してあります。保護者のみなさまは、生徒用昇降口に直接向かっていただいてもかまいません。
- ウ) 正門は原則として登下校時間外は閉門します。ご用のある場合には、開門してお入りください。

10:00～15:00（金曜日は14:00まで）は、閉めています。

また、神奈川病院への通用門については原則として常時施錠するようにしています。

- エ) 来校された方が自然に受付に足が向くよう、職員玄関の脇の道をふさぐ形でプランターを設置しています。

②防犯ブザーの活用

登下校時や外出時の不審者対策として、必要に応じてご家庭で防犯ブザーのご用意をお願いいたします。

③通学路の危険箇所の把握

通学生のご家庭訪問を実施し、通学路の危険箇所の調査、緊急時の待避場所等の確認を必要に応じて実施しています。

④不審者情報の収集と伝達

秦野市学校・警察連絡協議会に加入し、市内の様々な不審者情報や各校の取り組み等の情報の交換をしています。関係機関より寄せられる不審者情報を担任を通じ、必要に応じてクラスや家庭へ連絡いたします。

⑤児童生徒への不審者対策の指導

不審者から身を守るため、学校内・外での対処の仕方等について、学活を始め様々な機会を捉えて指導しています。不審者情報が得られたときには、帰りの会等で該当地区の生徒に注意を呼びかけたり、「はだようメール」で情報を配信したりします。

⑥不審者対策訓練の実施

神奈川県防災安全課の「くらし安全指導員」や秦野警察署の警察官を迎え、毎年様々な場面を想定した訓練を実施しています。

⑦緊急時の110番通報装置の設置

校内2ヶ所に110番通報がボタンひとつでできるシステムを設置しています。

8. 児童生徒の下校時の引き取り

災害が発生した場合、東海地震の注意情報・予知情報や噴火警報・予報、降灰予報等が発令された場合は、保護者（家族）による児童生徒の引き取りをお願いします。

確実にお引き渡しするために、「緊急時の児童生徒引き渡し確認票」を作成しております。

9. 「災害時用食糧」の備蓄対策

大規模地震対策の一環として食糧の備蓄をしておりますが、それをさらに充実させるために、特に通学児童生徒を対象に、食糧 1 日分をご家庭でご用意いただき、学校に保管しております（ご提出いただいた食糧の賞味期限が近づきましたら、新しいものと交換していただきます）。